

燈火具雜載

〔古事記上〕伊邪那岐命語詔之、愛我那邇妹命、吾與汝所作之國、未作竟故可還、爾伊邪那美命答曰、

略如此白而還、入其殿內之間、甚久難待、故刺左之御美豆良、三字以音下徵此湯津津間櫛之男柱、一箇取闕

而燭。一火入見之時、宇士多加禮斗呂呂岐氏、此十字以音於頭者大雷居、略

〔古事記傳六〕一火、たゝ火とて有ぬべきを、一ッ火としも云るは、古燭は二ッ三ッも、又いくつも燃す

物なりけむ故に、たゝ一ッともすをば、分て然云ならへるにや、又思に、書紀に、今世人夜忌一片之

火、又夜忌擲櫛、此其緣也とある、此は後人の書加たる、文と見ゆれど、略註さる云ならはしは古

くぞありけむ、

〔日本書紀一〕伊弉冉尊曰、吾夫君尊何來之晚也、吾已滄泉之竈矣、雖然、吾當寢息、請勿視之、伊弉諾

尊不聽、陰取湯津爪櫛牽折其雄柱、以爲秉炬、而見之者、則膿沸虫流、今世人夜忌一片之火、又夜忌擲

櫛、此其緣也、

〔日本書紀二〕一云、略中豐玉姬果如其言來至、謂火出見尊曰、妾今夜當產、請勿臨之、火出見尊

不聽、猶以櫛燃火視之、

〔古事記中〕倭建命、略中坐酒折宮之時、歌曰、邇比婆理都久婆袁須疑氏、伊久用加泥都流、爾其御火

燒之、老人續御歌、以歌曰、迦賀那倍氏、用邇波許許能用比邇波登袁加袁、

〔古事記傳二十七〕上代には、夜中の明りには、多く燎火を用ひたり、後世にもいはゆる衛士の燃

火、略註神社の庭火、云火炬屋と篝火など皆明りのためにして、古の爲の遺れるなり、上代には屋

火を用ひしなり、故かの麩栗宮清寧段なる、燒火小子も居、竈傍とあり、竈とは其燎火をす、燼

の如き物を云なり、飯など炊く尋常の竈には、非ず、然るを書紀には、此なるを、かの燒火小子

たるも共に、乘燭者と違へり、乘燭者ては、漢めかさむために、改められ、

〔古事記下〕清寧、爾山部連小楯任針間國之宰時、到其國之人民名志自牟之新室樂、於是盛樂、酒酣以次第皆儼、故燒火少子二口居竈傍、